

令和9年度 当初予算編成方針

令和8年9月
那 須 烏 山 市

令和9年度 当初予算編成方針

1. 国・県の動向

政府においては、責任ある積極財政を掲げ、補正予算に頼らず、当初予算にて大胆な成長投資を行い、日本の稼ぐ力を強化して税収増と財政健全化の好循環を生み出す経済政策を展開しようとしている。一方、物価高から国民生活を守るための負担軽減を両立させるため、飲食料品の消費税率を2027年4月から2年間に限り、8%から1%に引き下げる基本方針を閣議決定したところである。

このことについては、具体的な代替財源の確保が不透明なままであり、新聞報道等によると、物価対策の交付金や、補助金の縮小などが例示されている。また、給付付き税額控除についても、制度の具体が十分に見えない中で、議論が拙速に進められ、制度の実施に伴う事務負担や財政負担を求められることについて、各自治体から多くの不安や強い懸念の声が上がっている状況である。

県では令和8年度を初年度として、「新とちぎ未来創造プラン」を策定したところであり、「人づくり戦略」を第1の柱とし、県民や市町等と連携・協働・共創のもと、オール栃木体制で社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、5つの重点戦略に位置付けたプロジェクトを着実に推進していくとしており、新たな施策の打ち出しが予想される。

こうした国や県の動向について注視し、物価高騰対策や新たな政策に柔軟かつ迅速に対応するとともに、一層の歳出削減と歳入確保に努めていく必要がある。

2. 本市の状況と基本方針

令和7年度決算では、健全化判断比率の全ての項目が早期健全化基準を下回り、適切な財政運営がされていると見受けられるが、今後は、庁舎整備をはじめとした老朽化施設の集約化・長寿命化など公共施設再編整備や都市基盤の再生、そして防災集団移転促進事業の取り組みなど、後年度に多大な財政負担が見込まれている。

歳入については、自主財源比率が33.3%で県内ワースト2位、財政力指数が0.441で県内ワースト4位（令和6年度普通会計決算）であり、財源のほとんどを交付税に依存している。人口減少や高齢化に伴う個人市民税の減収、太陽光発電設備の減価償却等に伴う固定資産税の減収なども懸念され歳入の伸びが期待できない状況である。

歳出については、川俣市長3期目の公約として掲げられた「新生プロジェクト」の着実な推進をはじめ、子育て支援、産業の育成、安全・安心対策等、第3次総合計画に掲げた重点戦略の推進に多大な財政需要が見込まれるとともに、給食費無償化への対応や物価高騰に係る各種経費の上昇など、新たな財政需要も増加している。

また、本市と那珂川町で構成する南那須地区広域行政事務組合も同様に、老朽化施設の整

備や物価高騰に係る各種経費の上昇が喫緊の課題となっており、それに伴い増加傾向にある同組合への負担金が本市の財政を圧迫する要因になることが考えられる。

このようなことから、無駄な歳出は抑制しつつ後年度の負担に備えることが必要であり、事業については「新生プロジェクト」及び「第3次総合計画」、そして実施計画ヒアリングの結果に基づいた重点事業に最大限配慮し、実施計画調整未了の新規事業は認めないことを基本とする。

また、10年先、20年先の那須烏山市を見据え、どのように事業展開するべきかを考え、令和9年度の予算編成に取り組むこととする。

3. 基本的事項

- 1 当初予算は令和9年度に市が行う事業の設計図であることに留意し、当該年度に必要な要求を確実に行うこと。

「第3次総合計画」の最終年度として着実な成果へ結びつくよう、また、「第4次総合計画」を見据えた事業展開とするよう、要求を精査すること。

要求は、安易な前例踏襲としないこと。必ず改善の余地があると考え、創意と工夫で最大の行政効果が得られるよう、費用対効果等を徹底的に検証したうえで予算編成に取り組むこと。

- 2 限られた財源のなか住民要望に応じていくため、**すべての事務事業について見直しを行い、時代に合った施策に再構築すること。明確な理由や検討経過のない要求は認めないので**注意すること。

- 3 実施計画の内容を最大限に尊重した予算措置とするが、効率的かつ効果的な事業の実施に向け、更に精査したうえで要求すること。

無駄な歳出は抑制しつつ後年度の負担に備えることが必要であることから、歳入に見合った財政規模になるよう**歳出の予算額縮減を図るとともに、既存事業のスクラップを推進するなど、事業の必要性を精査して要求すること。**

- 4 継続費や債務負担行為の設定に当たっては、後年度において過重な財政負担を招かないよう留意し、事業計画を精査すること。

4. 歳入に関する事項

1 市税

市税は自主財源の根幹を成すものであり、経済情勢の推移、税制の改正などを十分勘案すること。なお、滞納額の縮減と徴収率の向上の目標を反映しながら計上すること。

2 分担金及び負担金

受益の程度を勘案し、他の類似の分担金・負担金と比較検討し、適正な負担率により要求

すること。また、全額市費で対応している事業に対して、自己負担を検討すること。

3 使用料及び手数料

- (1) 全額市費で対応している事業に対して、自己負担を検討すること。
- (2) 金額や減免規定の見直しを行うこと。

4 国県支出金等

- (1) 制度の動向や財源の移り変わりに十分留意し、超過負担や、安易な市費負担への振替とならないよう的確に見積もること。
- (2) 事業実施の際は、**必ず活用可能な国県支出金等を調査**すること。
新たな財源はないか、どのような事業計画とすれば補助事業に該当するかなど、創意工夫を凝らし、財源の確保に努めること。
(例) デジタル活用推進事業債、過疎対策事業債、地域未来交付金（旧デジ田交付金）、
栃木県わがまち創生・交流促進事業補助金、独立行政法人等の補助金、ネーミングライツ、クラウドファンディング、ふるさと納税など

5 財産収入

- (1) 各種基金については、金利動向を踏まえた債券購入など、適正かつ効果的な運用を図ること。
- (2) 市有財産の現況を的確に把握し、貸出や売却など効果的な活用にも努めること。

6 市債

- (1) 大規模事業実施の際は、市債の活用について総合政策課財政グループと協議すること。また、過疎指定により、過疎地域持続的発展計画に定める事業に過疎債の活用が可能であることから、既存事業への活用や活用するための事業転換を検討すること。
- (2) 用地買収に市債を充当する場合は、登記ができる物件のみとすること。
- (3) 交付税措置のある市債の活用を基本とすること。

5. 歳出に関する事項

1 人件費

簡素で効率的な組織を目指し、定員管理計画に基づく職員数を基本とする。

- (1) 職員人件費（給料、手当、共済費等）については、総務課人事グループで積算とする。
- (2) 会計年度任用職員については、最小限の時間と人数で要望することとし、別途総務課人事グループより指示する要望ヒアリングにおいて調整とする。
- (3) 時間外勤務については、特定の者に偏ることなく、課内で協力しながら計画的な事務執行を心がけ、時間外手当の抑制・平準化に努めること。

2 物件費

創意工夫をもってあらゆる面で削減に努めること。

- (1) 旅費については、出張の必要性、人員を精査し、**前年以下の要求とすること**。明確な原因のない増額は認めないので注意すること。
- (2) 需用費については、**前年以下の要求とすること**。明確な原因のない増額は認めないので注意すること。
 - ①消耗品については、使用節減に努め必要以上に購入しないこと。
 - ②光熱水費については、使用抑制に努めること。冷暖房は過剰な温度設定をしないこと。
 - ③印刷製本費については、冊子の電子化などペーパーレスに取り組むとともに、カラーコピーの抑制・両面印刷・集約印刷・古紙裏面利用・オルフィス利用などにより節約に努めること。
- (3) 委託料については、集約化・回数見直し・事務処理センター活用などにより抑制するよう業務内容の見直しを行うこと。

また、計画策定業務は安易に業務委託をせず、可能な限り内部執行に努めること。
- (4) 備品購入については、原則として使用に耐えない**買い替え備品のみ**計上すること。更新が必要な状況を写真等で説明すること。

3 維持補修費

施設の現状を十分に把握し、適正な維持管理に努めること。

危険箇所は、速やかに対応すること。

なお、公共施設等総合管理計画での方針を踏まえ、緊急性、必要性、優先順位等を明確にすること。

4 扶助費

例年多額の執行残が見受けられるため、見積りに当たっては、直近の対象人数等の把握に努め、精度の高い積算をすること。

5 負担金、補助金及び交付金

負担金については、次の点に注意すること。

- (1) 法令外負担金については、法令外負担金審議会の決定によること。要求時に未決定であれば前年同額で要求し、確定次第総合政策課財政グループへ連絡すること。
- (2) 法令外負担金以外の負担金については、目的・内容を再確認し、真に必要なもの以外は、全て廃止とすること。

補助金及び交付金については、次の点に注意すること。

- (1) 補助金等の実績や必要性を説明する資料を作成し、要求すること。なお、補助金等について、その取扱いを別途通知するので、確認し、遵守すること。
- (2) 新規制定や、終期を設定し更新が必要な場合には、実施計画に計上し調整したもの以外は認めないので注意すること。

(3) 国・県補助金の廃止、減額による市の代替補助は原則行わないこと。

(4) **次のような場合は廃止に努めること。**

- ①目的が達成されたと認められるもの。
- ②継続しても目的が達成されないもの、又は、効果が乏しいと認められるもの。
- ③実情に合わなくなったと認められるもの。
- ④零細なもの。申請が少ないもの。
- ⑤その他行政が関与すべき範囲を超えていると認められるもの。

6 普通建設事業費（災害復旧費を含む。）

近年、PFI等、様々な発注手法が考えられる。要求に当たっては、発注手法、費用対効果、発注時期、完成時期等の資料を作成し、説明すること。

- (1) 既存の公共施設の整理・統合・長寿命化を計画的に進めていく必要があるため、不要不急な事業は要求しないこと。
- (2) 実施計画に計上し調整した事業のみを対象とし、的確な情報に基づいた見積りを行うこと。
- (3) 入札により執行する工事等の要求資料は、建設課道路整備担当や都市整備課建築担当と調整のうえ作成すること。随意契約により執行する工事等の要求資料は、総務課契約管財グループからの指示のとおり作成すること。

7 その他

- (1) 実施計画ヒアリングの結果、指示のあった業務については、その指示事項を踏まえた要求を行うこと。なお、実施計画計上事業であっても、予算の都合上見送る場合があるので注意すること。
- (2) OA機器整備・システム導入等については、事前に総合政策課情報統計グループと協議すること。なお、実施計画未調整のものは認めないので注意すること。
- (3) 総合計画の部門別個別計画策定業務については、専門的知識を要する部分以外は、自前での策定を基本とする。予算が必要な場合は、事前に総合政策課秘書政策グループと協議すること。
- (4) 公用車の導入については、事前に総務課契約管財グループと協議すること。
- (5) 物価高騰や目まぐるしく変わる経済状況への対応として、国や県等から新たな施策の打ち出しが予想される。

新たな施策に迅速な対応ができるよう情報収集に努め、財源を有効に活用できるよう事業を検討するなど、準備すること。

- (6) カーボンニュートラルの推進へ向け、省エネルギー化など二酸化炭素排出量削減を考慮した事業内容等の検討を行い、予算に反映するよう努めること。
- (7) 公金取り扱い手数料について、財政負担を抑制する方法を検討し、実施すること。
- (8) **毎年度、計上漏れや計算誤りによる少額補正が多く見られる。**

各課局においては、チェック体制を構築するとともに、確実なチェックを行うこと。

(9) 物価高騰の影響により、発注段階において予算に不足を生じることが見受けられる。
この対応を次のとおりとするので、予算要求に反映すること。

- ①建設事業費委託料、修繕料、工事請負費等、入札により執行する業務については、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格などを反映して積算することとし、建設課道路整備担当や都市整備課建築担当と調整すること。
- ②その他、発注段階で価格の上昇が見込まれる経費については、実績比較や情報収集のうえ適切に積算すること。また、単なる増額要求とするのではなく、内容や実施手法の見直しなど、コスト抑制の視点を持って対応すること。
- ③契約締結後における価格転嫁（スライド等）は補正予算により対応すること。

6. 特別会計・公営企業会計

- 1 特別会計・公営企業会計は、その設置の趣旨を十分踏まえつつ、一般会計に準じて要求すること。
- 2 本市の厳しい財政状況を考慮し、独立採算性の確保に努め、一般会計からの繰り出しについて可能な限り負担軽減を図ること。
- 3 一般会計繰出金は、基準内・基準外の根拠を説明する資料を作成し、要求すること。

7. 予算見積書の提出

提出期限 令和8年11月6日（金）

提出場所 総合政策課 財政グループ

留意事項 **当初、補正を含め、別途例示する提出書式に準ずること。**

8. 査定日程

別途通知による。